

議会改革検討委員会第1次答申

平成26年12月9日

小田原市議会 議会改革検討委員会

目 次

検討の経過	1 ページ
議会改革検討委員会における検討項目一覧 (全体の検討項目含む)	3 ページ
検討項目の答申	4 ページ
小田原市議会議員定数の変遷及び近年の定数検討経緯	13 ページ
参 考	15 ページ

1 検討の経過

昨今の著しい社会経済情勢の変動等により、市民要望の多様化及び複雑化が急速に進んでおり、市議会が市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、断続的に議会改革を検討し、推進する責務を市議会は担っている。

このような中、本市議会は、議会制度改革の推進に努め、より一層「開かれた議会」を目指し、諸課題について広範かつ詳細な調査検討を行うことを目的に、平成26年6月5日に本委員会は設置された。

同日開催した委員会においては、議長から「公正で市民に開かれた議会」、「市民参加の機会の拡充」、「行政監視機能の強化」、「市民に分かりやすい議会」の他、「議会改革に関すること」の諮問を受けた。

そこで、本委員会では、議長からの諮問事項を検討対象とするとともに、各会派から諮問事項に即した議会改革検討項目の提案を受け、その提案項目を検討するか否かについて協議することとした。なお、検討するとされた項目については、必要に応じて所管する委員会等にその実施方法の検討を依頼することとした。

次に、6月23日に開催した委員会においては、今後のスケジュールについて確認し、速やかに決定する必要がある項目及び次年度当初予算に関連する項目については、第1次答申として、その他の項目と区別して答申することとした。また、会派から本委員会で検討すべきとして、13項目（議長の諮問事項と重複1項目あり実質12項目）が提案され、議論すべきか否か協議することとした。

次に、7月10日に開催した委員会においては、会派から検討すべきと提案された12項目のうち、11項目を今後、協議することとした。また、議長からの諮問事項について、諮問した理由と変更した場合のメリット・デメリット等、参考資料を配付するとともに、各会派の意見を聴取することとした。さらに議長からの諮問事項及び会派からの提案で委員会において検討すべきとなった項目について、第1次答申とするものとそれ以外とするものとの選別した。

次に、8月11日に開催した委員会においては、議長からの諮問事項及び会派からの提案項目のうち、第1次答申すべき検討項目について協議した。

次に、8月29日に開催した委員会においては、議長からの諮問事項及び会派からの提案項目のうち、第1次答申すべき検討項目において、8月11日の委員会で結論付け

られた項目の検討結果を確認し、結論が得ることができなかつた項目について、引き続き協議した。

次に、10月3日に開催した委員会においては、議長からの諮問事項及び会派からの提案項目のうち、第1次答申すべき検討項目において、8月29日の委員会で結論付けられた項目の検討結果を確認し、議長からの諮問事項及び会派からの提案項目のうち、第1次答申以外の検討項目について協議した。また、第1次答申(平成26年8月11日・29日決定分)の素案について協議した。なお、会派からの提案項目のうち、3件については、本委員会での答申は不要とされ、その項目は削除した。

次に、11月5日に開催した委員会においては、議長からの諮問事項のうち、第1次答申すべき検討項目において、10月3日の委員会で結論付けられた項目の検討結果を確認し、議長からの諮問事項及び会派からの提案項目のうち、第1次答申以外の検討項目を協議した。また、第1次答申(平成26年8月11日・29日決定分)の素案について及び今後のスケジュールについて協議した。

次に、12月9日に開催した委員会においては、第1次答申すべき検討項目の答申案を協議し、議長あて第1次答申を提出することとした。

2 議会改革検討委員会における検討項目一覧

(1) 議長からの諮問事項

ア 第1次答申すべき検討項目

- (ア) 議員定数 ……
- (イ) 政務活動費 ……
- (ウ) 本会議の質問時間や質問方法 ……
- (エ) 会議開始時間 ……
- (オ) 会期 ……
- (カ) 本会議場の計器類の改修 ……
- (キ) 議長の常任委員会委員の辞任 ……

イ 第1次答申以外の検討項目

- (ア) 陳情の取り扱い
 - a 陳情の審査方法の見直し
 - b 陳情者の意見陳述
- (イ) 本会議・委員会の傍聴受付時間
- (ウ) 議長・副議長候補者の所信表明演説

(2) 会派からの提案項目

ア 第1次答申すべき検討項目

- (ア) ネットを活用した市議会のPR、市民への周知 ……
- (イ) 委員会の映像配信 ……
- (ウ) 資料のデータ化と配信 ……
- (エ) 議場内に国旗・市旗の掲揚 ……

イ 第1次答申以外の検討項目

- (ア) 特別委員会の持ち方
- (イ) 議員間における自由討議
- (ウ) 公印の省略
- (エ) 政務活動費のうち事務費の見直し

ウ 検討項目から削除するもの

- (ア) 議会における質問と質疑の違い
- (イ) 議会報告会での意見・要望の取り扱い
- (ウ) 議会広報広聴常任委員会の所管事項の明確化

ゴシック体が第1次答申すべき検討項目

検討項目 議員定数

(1) 経緯等

議員定数については、地方自治法の改正により、人口で議員数の上限を定める、いわゆる法定上限数が撤廃され、各市の状況に応じて定数を決定することが可能となったが、議員定数は市民の関心度が高く、説明責任を果たすことが重要であり、本市議会としての考え方を示す必要があることから、議長から諮問されたものである。

議員定数の在り方については、平成22年6月から11月に掛けて代表者会議で協議した結果、全会派一致で現状維持の28人とするよう「議員の定数の在り方に関する検討結果について」の報告書(平成22年11月報告)が議長あて提出され、現在に至っている。

このような経緯を踏まえ、改めて本市議会を取り巻く環境や社会情勢の変化を考慮し、下記のとおり多様な視点から検討した結果、本市議会議員の定数については、現在の議員数27人とするとの意見もあったが、現状維持の28人とすべきとの結論となった。

(2) 検討の視点

ア 住民代表機能の維持

(ア)これ以上に定数を削減することは、地域における少数意見を排除することになりかねず、行政への住民意思の反映が不十分となり、議会制民主主義の原理に支障をきたす恐れも出る。住民の多様な利害や、意思をなるべく正確に反映するためにも、一定の議員数は必要である。

(イ)議会基本条例を施行した今期以降、しばらくの間、同条例で規定された内容を具体的にどのように実践するかを整理していくべき時期であり、定数を検討していくべき時期ではない。この実践が、よりよい住民代表機能の維持となってくる。

イ 執行部に対する監視機能・政策提言機能の強化

(ア)住民に身近な基礎自治体が、住民の暮らしと地域経済を立て直すことを目的に、政策決定するという地方自治の拡充が今、求められており、従前以上に議会の役割を強めなければならない。こうした中で、市民を代表し、行政をチェ

ックする機能を低下させないためにも、地方公共団体における議会機能の強化は重要であることから、これ以上の定数削減は行うべきではない。

(イ)本市議会では、現在、様々な形での機能強化を図る方策を試行錯誤していることもあり、現時点で定数削減という議論にはならない。

ウ これまでの削減実績

(ア)これまで本市議会では、後述する「3 小田原市議会議員定数の変遷及び近年の定数検討経緯」のとおり、議員定数を削減してきた実績があり、直近の定数削減を実施した平成19年と現在を比較しても、市の人口をはじめ客観的状況に特に大きな変化は認められない。

(イ)県内の市町村議会全体では、以前から定数を削減してきたが、この現状は、改選期が近づくたび議員定数の絞込みを行ってきた結果に外ならず、「議員定数の削減は、単に一部住民の議会不信を軽減するための手法の一つでしかない」という識者の指摘も否めない。

エ 類似都市との比較による妥当性

(ア)本市と同規模の人口を有する県内各市(平塚市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市等)と比較して、本市議会の現在の議員定数は標準的な水準である。また、本市の面積は、これらの市より大きく、議員一人当たりが対応する面積は広いと考える。これらのことから、今後、本市と人口が同規模のこれらの市で議員定数の改正の動きがあったとしても、本市が歩調を合わせて増減する必要はない。

検討項目 政務活動費

(1) 経緯等

政務活動費については、地方自治法の規定に基づき、本市議会議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、議員に対し交付することが条例で定められている。このことは、市民に負託を受けた議員が適切に任務を遂行するために定められたものだが、市民の関心度が高く、説明責任を果たすことが重要であり、本市議会としての考え方を示す必要があることから、議長から諮問されたものである。

本委員会においては、会派から検討項目の一つとして、「政務活動費のうち事務費の見直し」が提案され、当初、本項目の中で議論すべきものとされていたが、政務活動費の支給額の結論が先にされたため、その過程で「政務活動費のうち事務費の見直し」については、第1次答申以外の検討項目とされ、改めて協議することとなった。

(2) 支給額

政務活動費の各議員の執行の状況については、大多数の議員が規定の政務活動費以上の金額を支出しており、議員の実績から適切な額を適正に執行していると判断する。このため、支給額については、現状維持の月額6万5千円とすべきである。

検討項目 ・ 本会議の質問時間や質問方法及び会期

(1) 経緯等

本会議の質問時間や質問方法については、まず一般質問は、答弁を除き 1 人 4 0 分の持ち時間で、登壇しての 1 回目の質問は、一括質問・一括答弁方式、自席での再質問以降の質問は、一問一答式も可となっている。また、3 月定例会での代表質問・個人質問については、3 人会派は答弁を含めず 5 0 分以内、4 人から 7 人会派は答弁を含めず 1 時間以内、個人質問は答弁を含めず 2 0 分以内の一括質問・一括答弁方式で、再質問以降も一問一答式は認められていない。

また、県議会及び他市議会では大項目、中項目ごとに質問する分割質問方式を実施している状況もある。

このような中、3 月定例会の代表質問の持ち時間については、議会運営委員会において、当該委員から本項目を検討すべきと提案がされたが、議長から議会改革検討委員会での協議を申し出た経緯もあり、「本会議の質問時間や質問方法について」を議長から諮問されたものである。

会期については、他市議会と比較して、特に 3 月定例会の会期日数が長期に及んでいる。このような中、国の制度改正や補正等の決定が以前より遅れており、執行部は議案修正とならないよう苦慮していることから、議長に対して 3 月定例会の開会を遅らせるよう要望があった。

以上の理由や効率的な議事運営を目的に、会期の見直しを検討するため、特に 3 月定例会に限定し協議するよう議長から諮問されたものだが、「会期について」は「本会議の質問時間や質問方法について」と関連するため、それも含め一括議題として協議することとし、その会期に多大な影響を与える平成 2 7 年 3 月定例会の予算特別委員会のあり方について、併せて協議することとした。

(2) 3 月定例会について

ア 代表質問について

(ア) 執行部の答弁の簡素化を求める。

(イ) 代表質問の質問時間や質問方法は現状のとおりとするが、代表質問の趣旨を鑑み、どのような質問内容（政策部分、施政方針に限定するなど）とするかは、今後、議会運営委員会で協議すべきである。

イ 会期日数について

(ア) 補正予算等を審査する3常任委員会は別日で開催しており3日間を要しているが、同日開催することで1日間とし、2日間短縮すべきである。

(イ) 補正予算等の採決日と代表質問の初日は別日で開催しており2日間を要しているが、同日開催することで1日間とし、1日間短縮すべきである。

(ウ) 予算特別委員長報告案の作成に係る期間を1日間短縮すべきである。

ウ 予算特別委員会について

(ア) 平成27年3月の予算特別委員会の審査の形態については、平成25年3月から変更した全議員参加型・分科会方式で現行のとおり実施する。なお、総括質疑の通告書の記載方法や質疑の仕方、また、無党派の議員の総括質疑の在り方(質疑の有無、質疑を行う場合の審査する所管分科会と総括質疑の範囲との関係など)を議会運営委員会で整理すべきである。

(イ) 平成27年3月の予算特別委員会の現地視察については、現行のとおり実施すべきである。

検討項目 会議開始時間

(1) 経緯等

会議開始時間については、会議規則において本会議は午前10時から午後5時までと定められているが、他市議会においては、午前10時よりも早い会議開始時間を定めているところもあり、会議開始時間を繰り上げることにより、会議終了時間が早まり、会期の短縮や職員の時間外手当の削減につながることが考えられることから、委員会の会議開始時間も含めて議長から諮問されたものである。

(2) 会議開始時間変更の必要性

現状、定時をはるかに超えて夜間にまで延長する会議はほとんど無く、時間が大幅に超過することが予想出来る状況となったときに議会運営委員会で整理を行うべきであり、また、会議にのぞむまでの時間が必要であることから、現行のとおり午前10時とすべきである。

検討項目 本会議場の計器類の改修

(1) 経緯等

議場における議員の質疑・質問において、持ち時間の残時間を示す計器が分単位であり、残時間が1分未満であっても1分と表示されているが、秒単位の機器に変更することにより、議員は最後まで落ち着いて質疑・質問することが可能となることから、議長から諮問されたものである。

(2) 改修の必要性

計器類を改修する費用については、見積もりによると高額となることが予想されることから、費用対効果から判断し、特に改修する必要はないものとする。

検討項目 議長の常任委員会委員の辞任

(1) 経緯等

議長は議会の代表者であるため、執行部とのパイプ役となることもあり、議事運営についても公平中立な立場でつかさどる責務がある。このため、他市議会の一部では、本会議で常任委員に指名された後、当該委員を辞任する場合もあることから、議長から諮問されたものである。

(2) 辞任の是非

市議会議員選挙においては、市民からは議長としての負託によるものではなく、議員としてのものであるため、負託（投票）した市民の意向と異なるとの考えもある。また、議長が常任委員会に属しないとすると、3人会派に議長がいる場合、3常任委員会のすべてに会派の代表を出せないことも考えられ、議会基本条例で会派という項目を設けた趣旨との整合を図る必要があり、現行のとおり議長は常任委員会委員を辞任すべきではない。

検討項目 ネットを活用した市議会のPR、市民への周知

(1) 経過等

市議会ホームページについては、使い勝手が悪いため、インターネットを活用したSNS（ソーシャルネットワークサービス）等の普及に対応する方策を講じるべきであるとのことから、会派から提案された項目である。

(2) SNS等の導入

現在、市議会ホームページについては、新着情報、会議開催情報、お知らせを適宜更新し、市民等への周知に努めているところであるが、県内各市議会や導入済みの市議会の状況やそれに係る経費、さらにはその効果や事務量のほか、本市議会へのホームページアクセス数等を参考に協議した結果、現時点では導入すべきではない。

検討項目 委員会の映像配信

(1) 経緯等

現在、本会議については、ライブ中継の他、数日後には録画を配信しているが、常任委員会等において、個々に事業の詳細が議論されることから、市民が議会を知る手立てとして、さらなる情報公開に努めるよう、ユーチューブやユーストリームを利用した安価な映像配信を導入すべきと会派から提案された項目である。

(2) ユーチューブやユーストリームの導入

各市の状況、経費、効果、事務量、本市議会へのホームページアクセス数等を参考に協議した結果、今後、導入に向けて研究することとするが、来年度予算については措置すべきではない。

検討項目 資料のデータ化と配信

(1) 経緯等

常任委員会に提出される執行部の資料については、委員会終了後に行政情報センターに配架しており、閲覧・コピーは可能であるが、膨大な量であり、また市民が入手しにくいいため、ホームページに掲載した方がよいとの理由により、会派から提案された項目である。

(2) 資料の提供方法

常任委員会に提出される執行部の資料については、配付時期、事務量、PDF化の可否等を参考に協議した結果、委員会終了後に行政情報センターに配架し、自由に閲覧・コピーができるようにしていることに加え、自由に資料を取得できるようPDF化し、ホームページに掲載すべきである。

検討項目 議場内に国旗・市旗の掲揚

(1) 経過等

平成 1 1 年 8 月 1 3 日に国旗及び国歌に対する法律が施行され、同年 8 月 2 7 日に代表者会議で小田原市議会において議場への市旗・国旗の掲揚の取り扱いについて協議したが、議場への掲揚については時期尚早とし、議長室に市旗・国旗を置く（掲揚する）ことを決定した。

その後、平成 1 6 年 6 月 2 8 日に議場への国旗掲揚について代表者会議において、会派から提案があり、協議したところ、意見が分かれたため見送りとなったが、市旗（市章）については、議論の余地があるとの結論から、同年 9 月 1 6 日に議場へ市章を設置することが決定し、同年 1 2 月 1 日に設置した。

このような経緯を踏まえ、また、現在、県内のほとんどの市町村で実施されていることから、議場内への国旗・市旗の掲揚について、会派から提案された。

(2) 国旗・市旗の掲揚

国旗・市旗の掲揚については、個々の思想信条に及ぶとの意見もあり、本委員会として、結論を出さずに個々の意見を付すに留めることとした。

意見については、以下のとおり。

ア 国旗、市旗の議論は以前時間をかけて行っており、現在はその結論として本会議場に市章が掲示されている。その結論を支持する。

イ 市旗については、現在、議場内に市章が掲示されているが、いわゆる現在の国旗について、国民は様々な意見を持っている。その国旗を議場内に掲揚することは、憲法の思想・信条を侵すことになる。

ウ 他市では当然のように行われており、本市も行うべきと考える。

エ 現状でよい。

オ 掲揚すべき。

カ 当然、掲揚すべきと考える。議長席の壁への両旗掲揚を望む。

キ 過去の経緯を参考にして検討すべき。

3 小田原市議会議員定数の変遷及び近年の定数検討経緯

(単位：人)

選 出	法定定数 (法定上限数)	(減数条例による数) 条例定数
昭和16年3月～昭和46年4月	36	
昭和46年5月～昭和62年4月	40	(36)
昭和62年5月～平成3年4月	40	(32)
平成3年5月～平成7年4月	40	(32)
平成7年5月～平成11年4月	40	(32)
平成11年5月～平成15年4月	44	(32)
平成15年5月～平成19年4月	(38)	30
平成19年5月～平成23年4月	(34)	28
平成23年5月～平成26年4月	平成23年8月地方自治法の改正により法定上限数の撤廃	28

平成9年9月～10年9月の検討

- < 検討の契機 > 平成7年の国勢調査で20万人超により法定定数が40人から44人になったこと等
- < 検討形態 > 議員定数検討委員会を設置：5回開催
- < 検討結果 > 現状維持

平成13年9月～平成14年8月の検討

- < 検討の契機 > 平成15年からの法改正で法定定数44人が上限数38人になること
- < 検討形態 > 議員定数検討委員会を設置：8回開催
- < 検討結果 > 2人減
- < 条例制定 > 平成14年9月定例会に定数条例案2案(30人と32人)を上程
30人案を可決
* 法改正により、これまでの減数条例ではなく新たに定数条例を制定

平成17年8月～平成18年9月の検討

- < 検討の契機 > 平成17年の国勢調査で20万人を下回ることが予測され、法定上限数が34人になること等
- < 検討形態 > 議会改革検討委員会を設置：11回開催
- < 検討結果 > 2人減、現状維持の両論併記
- < 条例制定 > 平成18年12月定例会に条例改正案(2人減)を上程
可否同数で議長裁決により可決

平成22年6月～平成22年11月の検討

- < 検討の契機 > 平成23年4月の統一地方選に向けて
- < 検討形態 > 代表者会議：6回開催
- < 検討結果 > 現状維持の28人とする
- < 条例制定 > 現状維持のため改正はなし

【参 考】

1 議会改革検討委員会委員名簿

職 名	氏 名	所属会派
委 員 長	加 藤 仁 司	誠 和
副 委 員 長	俵 鋼 太 郎	新生クラブ
委 員	今 村 洋 一	公 明 党
委 員	関 野 隆 司	日本共産党
委 員	佐々木 ナオミ	未来・おだわら
委 員	神 永 四 郎	光 政 会
委 員	細 田 常 夫	志 民 の 会

2 各会派から提案されたが、本委員会では検討しないと決定した事項

(1) 議員説明会等の定期的開催